

第二百十一回

参議院憲法審査会議録第五号

令和五年五月十七日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月十日

辞任

赤松

健君

友納

理緒君

五月十六日

辞任

松川

るい君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

仁比

聰平君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

松下

新平君

松山

政司君

山田

宏君

山谷えり子君

石川

大我君

片山さつき君

堀井

巖君

牧野たかお君

山本

順三君

熊谷

裕人君

大塚

耕平君

山添

拓君

青山

正一君

白井

赤池

誠章君

川崎

政司君

加賀谷ちひろ君

舟山

康江君

井上

太郎君

東

徹君

猪瀬

直樹君

磯崎

哲史君

浅田

均君

矢倉

克夫君

安江

伸夫君

山本

香苗君

杉尾

秀哉君

西田

実仁君

音喜多

駿君

井上

哲士君

嘉田由紀子君

中曾根弘文君

出席者は左のとおり。

幹事

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

星

北斗君

舟山

康江君

嘉田由紀子君

赤松

健君

友納

理緒君

中曾根弘文君

進藤金日子君

松川

るい君

井上

哲士君

家のプロジェクトについて異なることもあります。その場合、行政区から選出された議員の立場は御想像どおり極めて困難となるわけです。

憲法四十三条から、国会議員は国民代表と解されますが、そのことで都道府県という民主主義のユニットから代表を選びたいという国民の思いを全否定してよろしいのでしょうか。令和二年の十一月十八日の最高裁判決でも、都道府県という意義や実体、これらのことをしてからと一つの要素として考慮すると、そういうこと自体が否定されるものではないと、そういう判決になつております。

鳥取以外の合図対象県でも、合図制度導入以降、投票率は著しく低下しております。選挙から国民を遠ざける選挙制度では国民の代表を選ぶという議会制民主主義の根幹を弱めてしまうのではないかでしょうか。

共同通信が行つた憲法に関する世論調査結果でも、憲法改正あるいは選挙制度の変更により合区解消を求める声は合わせると七六・%、片や選挙制度は変えず一票の較差は正のための合区制度を活用するは二〇%にとどまっております。このままで人口の少ない地方の声がいすれ国政に届かなくなるのではないかという切実な危機感が日本中で広がつてゐる所見られます。

そこで、まずは参議院を、政権選択の衆議院に對して、地方代表的な性格と多様な意見を反映させる性格に重きを置いた院であると捉え、都道府県単位の選挙区と全国比例という二つの投票行為から成る現行制度を基本にすべきと考えます。その上で、抜本的には憲法を改正して合区を解消してはどうかと考えておりますが、地方の府としての参議院の特徴に着目して、投票価値の平等ということからこぼれ落ちる利益を確保する観点で、都道府県との結び付きを参議院の役割として制度化してはどうかという御趣旨の憲法学者の御意見

もあることから、法律改正による合区解消についても議論を進めることはあり得ると考えております。

投票権値の平等は極めて大切なことはもちろんでございますが、合区問題も民主主義の根幹に関わる問題との認識で、参議院憲法調査会におきましても、おかげましても、憲法審査会におきましても、これまでの議論や有識者からの意見聴取などを踏まえまして合区解消に向けて具体的な議論を進めてまいります。ありがとうございます。

ありがとうございました。

○会長（中曾根弘文君） 杉尾秀哉君、

また、昨年七月に決議を出した全国知事会会長の平井鳥取県知事も、決議の中にある憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消するの「等」は、法律による対処を意味していることを認めておりまして、これらを考えれば、自民党が言いう憲法改正による合区解消は喫緊の課題でないことは明らかです。

さらに、参考人質疑の中で述べられた改憲論では様々な問題点があることも指摘しておかなければなりません。まず、平井知事は、歴史的な社
会、経済、政治ユニットとして都道府県からの選
出が必要だという、こういう認識を示しておりま

ですが、全ての国民の投票価値の平等という憲法十
四条に基づく人権を犠牲にすることを考えれば、
正当性の根拠が不十分と、こういうふうに言わざ

るを得ません。また、参議院を地域代表制や地方の府とすべき
という、こういう主張についても、憲法四十三条が規定した参議院が全国民の代表であることと矛盾しますし、さらに、冒頭述べた合区による様々な弊害は改憲の法的正当性の根拠となり得るのかどうか
という問題や、合区選出の議員が両県にまたがる問題解決について、むしろ全国民の代表として必要な政治的調整の役割を担うことを期待されるところです。

いう事情もあると思います。これらのことを考えますと、憲法改正による合区解消も別の憲法上の矛盾を生じさせ、百年河清問題の解決を待つかのごとしで、究極の解決策とならないのは明らかであります。

どの提案についても否定的な意見が大勢を占めたことを申し添えておかなければなりませんし、アメリカ合衆国の上院が人口に関係なく各州二人ずつ割り当てられていることになぞらえる議論も、この国の成り立ちからして憲法上の正当性を持ち得ません。

しますと、合区の廃止は憲法改正によらずとも国会法及び公選法の改正によって解決する方策がある

るということ、一院制の下で参議院が国民のために果たすべき独自の役割や機能を構想し、それらの実現のためには都道府県選出の参議院議員が必不可少であるということ、具体的には、参議院として、人口減など構造的な地方問題の解決や災害対応機能の充実強化などを担うための新たな委員会設置など国会改革が必要である、こういうもののです。

こうした私どもの考え方に対しては、平井知事より、地方の課題を集中的に審議する場が参議院に常設されれば知事会としても協力したい、参議院に地方の意見を聞く場をつくってほしい、こう

した前向きな答弁がありました。また、こうした改革と並行して、衆議院の約半数の参議院の議員も検討に値するでしょう。

いずれにしましても、このまま合区問題を放置すれば、次は飛び地や、人口規模が異なる例えれば私の地元の長野県や隣の山梨県といった都道府県も、今後、本審査会の合区問題の議論において避けられず、一票の較差が大きい県の関係者や有識者のアーリングなどを実施するとともに、参議院改革抜議会の議論に資することが求められます。なお、最後になりますが、我が会派の法律にヒ

る合図解消策では緊急集会の機能強化が必要であることを付言いたします。なぜならば、投票権価値の平等の根拠となる憲法十四条に対抗し得る抛条文は、選挙制度の国会裁量を認めた四十七条と緊急集会の五十四条しか見出せないからであります。

今後示されるでありますよう緊急集会の各派自由解において、これらの対極にある七十日間限定詔など、違憲かつ立憲主義に反する見解を自民党さんが採用しないことを期待しまして、私の意見表明とします。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。合区問題について意見を申し上げます。

先日の参考人質疑では、合区対象県の知事等から大変貴重な御意見をいただきました。合区対象県では合区後の参議院選挙区投票率が低下をしているということで、一部の県のみが合区対象となることへの不公平感を強く感じているという趣旨のお話でございました。

私ども公明党は、全国を十一のブロック単位とし

する個人名投票による大選挙区制を提唱しています。台区は特定の県のみが県単位の議員を選出できることから、当該住民から多くの不満があると認識をしております。私どもの案は、投票権と地盤の平等と地域代表的性の調和の観点に立つもの

であり、一つの解決策となるのではないかと考えるものであります。

これに対して、参議院の選挙区は都道府県単位とすべきであり、合区は解消すべきとの意見もあります。しかしながら、日本国憲法は、第四十三条で、両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを構成するとしており、衆議院、参議院両院を全国民の代表としております。そして、その権能もほぼ同等としていることが特徴であります。そのことから、一票の価値の平等が重要な憲法上の要請となつております。平成二十四年最高裁判決にあるように、都道府県を参議院議員の選挙区に直ちに分けられないことは憲法違反である。

の単位としなければならないという憲法上の要請はありません。したがって、現行憲法下で参議院の選挙区を都道府県単位とし合区を解消するということは、現状難しいと言わざるを得ません。

そこで、憲法を改正し、参議院を都道府県の代表とするという議論が考えられます。しかしながら、その場合、現行憲法下で衆参ほぼ同等とされている参議院の機能をどう考えるのかという問題が生じます。

令和四年六月八日の本憲法調査会での上智大学の上田健介参考人は、衆議院と参議院との権限關係について次のように述べておられます。

権限と組織は相関関係にあると考えられます。

二院制を取る歐州諸国を見ても、完全に対等の権限を持つイタリアの元老院では人口比例の議席配分が要請されているのに対し、立法では実質的に約一年間の停止的拒否権しか持たないイギリスの貴族院は任命制、同じく立法で意見が一致しない場合には国民議会の議決が優先されるフランスの元老院、これは間接選挙であり、人口比例、緻密な人口比例を論じる以前のやり方を扱っています。両院の権限が対等であれば第二院の民主的正統性、すなわち投票価値の平等は強く求められ、非対等であるならばこの要請はかなり弱まるということです。この論理は、日本においても同じだと考えられます。

し衆議院の判断に敬讓する態度を示していくならば、投票価値の平等の要請は弱まるのではないかと考えられます。二つのポイントを考え合わせると、参議院と衆議院とを対等で同じ役割を果たすものだという方向に寄せていくならば、その分、投票価値の平等の要請も衆議院と同様に求められることになります。他方、参議院を衆議院と異なる形で民意を反映させるため、投票価値の平等にこだわらない選挙制度を考えるのであれば、特に立法に関する決定権限を弱めるべきだということになりますと、このようにおつしやつております。

現行憲法でも、衆参の議決が異なった場合は議院が出席議員の三分の二以上の多数で再び可決した場合には法律となるしておりますが、この法案の議決権を今よりも更に弱めるということです。

○会長(中曾根弘文君) 東徹君。
府、参議院にとって最も重要な権能の一つである
と考へます。衆議院と異なる多様な民意の下で選
出されたとしても、それを法案の議決に反映でき
ないとすれば、参議院の役割は現在と大きく異な
るものになることが想像されます。もちろん、行
政監視機能などの参議院の独自性の議論は重要で
あります。が、都道府県代表ということを考える場
合には、権限と組織の相関関係ということについて
て注意深く議論すべきと申し上げ、意見とさせて
いただきます。

○東徹君　日本維新の会の東徹です。
正直、今回もまた台区の解消かという残念な思いをいたしております。

台区解消は維新的考え方にはありません。前回、浅田議員も意見で述べましたように、日本にとって最も危機的なことは、中国の脅威であり、台湾有事であります。優先すべき改正事項は憲法九条であり、緊急事態条項の設置、そして、静かなる有事と言われる人口減少問題に対応するためにも教育無償化が必要だということを申し上げさ

せていただきます。いいかげん、この最高裁判所の違憲判決逃れのためのアリバイづくりではないと思いますが、この貴重な憲法審査会で台区解散はもうやめて、ほかの、衆議院と合わせて議論をしていただきたいと思います。

ふうに思います。
同じく、参考人として来られた鳥取県の平井知事からは、合区によつて投票率が下がつたという発言がありました。

確かに、合区の対象になつていてる四県の投票率は合区前と比べて下がっていますが、例えば高知県の投票率を見ますと、合区が始まつた平成二十八年が四五・五二%、令和元年が四六・三四%、令和四年が四七・三六%と、回を重ねることに上がってきております。島根県や徳島県でも、令和元年より令和四年の投票率の方が上がつているという結果も出ています。

合区という新しい制度によく住民に浸透してきており、投票率が上がってきたものと見ることができ、投票率についてはこれからも状況を見守る必要があると考えます。

また、徳島県と高知県の合区の投票率は令和元年が四二・三九%、令和四年は四六・五三%ですが、令和元年は宮崎県より、令和四年は石川県よりも投票率が高く、合区の投票率が他の都道府県を極端に下回っていることもありません。投票率を理由として合区の解消を言うには余りにも時期尚早であります。

るかという話であり、憲法を改正しなければならないものではありません。どうしても参議院選挙区で都道府県選挙区を維持し、毎回一人以上の当選ができるようになりますのであれば、比例区の定数を大幅に減らし、それを都道府県選挙区の定数に回すことによって、議員定数を増やさなくても都道府県選挙区の一票の較差を抑えることができます。

例えば、ある試算によれば、比例区の定数を五十二人減らし、それを都道府県選挙区に持つてくれば一票の較差は二・八七四倍となり、令和四年

してきましたが、改めて強調したいと思います。

ところで、一票の較差をめぐる裁判例に参議院憲法審査会での検討に言及するものがあることをもつて、当審査会で議論を重ねることが最高裁の要請に応えることになるかのような意見がこの幹事會で述べられたことがあります。

法制局に伺います。

二〇二二年参院選の較差訴訟の判決において、合区解消のための憲法改正の議論を当該判決の憲法判断の根拠、理由として明記しているものがあります。

○法制局長(川崎政司君) お答えいたします。

令和四年の参議院選舉についての定数較差訴訟における高裁判決で、参議院憲法審査会における合区問題を中心に参議院の選挙制度に関する議論が行われたことにつき言及するものもありますが、合区解消のための憲法改正についての議論を判断の根拠、理由として明記しているものはないものと承知しております。

○山添拓君 ないんですね。較差の是正に向けた姿勢として論じたものが九件、選挙制度の改革の議論として論じたものが四件、私が確認しただけありました。裁判所が改憲による合区解消論を判断の理由としたものは、当然ですが一件もありません。この問題は、当審査会の議題ではなく、参議院改革協議会などで各会派が意見を出し合い、前に進めるべきです。

参考人質疑で意見を述べた四県の知事、副知事からは合区解消を求める意見が相次ぎました。二〇一五年、極めて乱暴な国会審議で合区が導入されたことへの強い憤りの声だと受け止めるべきで加えて、二〇一八年、自民党が導入を强行したことなどが目的だと説明されましたが、同党が特定枠制度は、国政上有為な人材を当選しやすくすることが目的だと説明されましたが、同党が特定枠に据えたのは、合区となつた両選挙区で候補者とならなかつた他方の者であり、しかも、先般、その特定枠で当選した議員が県知事選挙に立候補し、辞職されました。

徹頭徹尾、党利党略で制度をゆがめ、有権者を愚弄し、あろうとか改憲の理由にするなど言語道断だということを述べて、意見とします。

○会長(中曾根弘文君) 山本太郎君。

ださつた合区対象県からの知事、副知事の皆様の御意見を短い言葉で要約するならば、合区のままではまずいと、何とかしてほしい、そういうことだと思います。それはそうですよね。元々それが

地域から一人ずつ国会に代表を送り込めていたものが、おまえらは二つ合わせて一人の代表しか

か国会に送り込めない合区にすると、そういうふうにされたわけですから。それにより様々な弊害が生まれ、民主主義の危機だと参考の方々は訴えたわけです。

これって予想されていなかつたことなんですか。合区にすると話し合われた際にそのような懸念は出てこなかつたんでしょうか。実際、合区によつて生み出された弊害は、事前に警鐘が鳴らされたとおりになつているんです。つまりは、合区はやめろと批判した会派の言つたとおり、予想どおりになつてゐるわけなんですね。いや、実際にやつてみると分からなかつたんだよと言うならば、余りにも先読みする力がないと自白することになりますね。そのような行き当たりばつたりの間抜けなやからには日本の将来任せられないんであります。私は、自民党はそのような間抜けではないと思つています。

先日の知事や関係者の憲法改正をしてでも何とかしてほしいというリアクション、合区にすべしと最初に絵を描いた者にとっては、これ想定内だつたんじやないでしようか。最初からこういつた混乱が狙いであつたのではないのかなというふうに考へてしまふんです。一度合区にしてしまえば、当然地元から噴出する不満、これ憲法改正が必要だ、当事者たちから声が上がりざるを得ない。それを分かつた上で、憲法改正につなげる動きの一つとして二〇一六年に合区というトラップを仕込んだのではないかと推察します。

憲法改正で合区の解消と自民党が言い出したのは二〇一八年二月。合区にしろから、合区を解消、憲法まで約二年半なんですよ。合区が必要だと先頭で旗を振つてきた者が、返す刀で合区の解消を憲法改正でとは話がおかし過ぎるんですね。まるで辺り周辺に自分で火を放つた者が後から消火器を売り歩くようなさまだな、そう思つてしまふんです。

ただの無能か確信犯か、どちらにしても迷惑でしかありません。そうではない、考え過ぎだと言ふならば、自分たちの不見識を国民にまずわびることから始めなければならないんじゃないでしょうか。もし私がそちらの側であつたならば、合区にしたらこうなると想像すれば分かつてたことなのに、そこまで考えが及びませんでした。申し訳ありませんと、島根、鳥取、徳島、高知を土下座謝罪行脚をしなければならないレベルなどと自分がそつち側ならぬ。それもなく次の提案、改憲をおわせるなど筋違いもいふところだな、そう思うんです。その段取りなしで憲法改正で合区の解消が必要だと主張されても、説得力全くありません。

この続きは、この後、二巡目で発言をさせていただきます。

そこで、法制局に幾つか伺います。

かつては最高裁も、選挙区について人々のつながり、地域的なまとまり具合を考慮することは許されると言つていました。しかし、近年、なぜこれらの方の要請は憲法上の要請ではないという判断に傾いていったのか、議論を単純化しているのでは

ないか、判断の背景をどう考えますか。

そこで、法制局に幾つか伺います。

かつては最高裁も、選挙区について人々のつながり、地域的なまとまり具合を考慮することは許されると言ついました。しかし、近年、なぜこれらの方の要請は憲法上の要請ではないという判断に傾いていったのか、議論を単純化しているのでは

ないか、判断の背景をどう考えますか。

が大臣のときの災対法改正は放置車両対策の強化であり、国家的緊急事態への対処の在り方は残された課題です。国民の生命と生活を守るために憲法への緊急事態条項新設が必要と今も考えております。

さて、合区問題を中心として、四月二十六日、本憲法審査会で合区対象の県の知事、副知事から御意見を聴取しました。合区となつたことにより、無効票の増加など、地方の声が届きにくく、地方自治の崩壊の懸念など危機を訴えられたと思います。このまま過疎化の地方の議員の減少が続うことから始めなければならぬんじゃないでしょうか。もし私がそちらの側であつたならば、合区にしたらこうなると想像すれば分かつてたことに

なります。そこまで考えが及びませんでした。申し訳ありませんと、島根、鳥取、徳島、高知を土下座謝罪行脚をしなければならないレベルなどと自分で思ふんです、自分がそつち側ならぬ。それもなく次の提案、改憲をおわせるなど筋違いもいふところだな、そう思うんです。その段取りなしで憲法改正で合区の解消が必要だと主張されても、説得力全くありません。

この続きは、この後、二巡目で発言をさせていただきます。

そこで、法制局に幾つか伺います。

かつては最高裁も、選挙区について人々のつながり、地域的なまとまり具合を考慮することは許されると言ついました。しかし、近年、なぜこれらの方の要請は憲法上の要請ではないという判断に傾いていったのか、議論を単純化しているのでは

ないか、判断の背景をどう考えますか。

そこで、法制局に幾つか伺います。

<p>一方、後段申し上げた憲法改正の議論は、今後法律改正をしてもなお、以降の最高裁により厳しい投票価値の是正というものを求める判断が下されることは否定できないという認識を持つています。現状の中、中長期的には平井知事の御言及のあつた第八章の充実の議論や、四十七条に人口を基本としつつも行政区画や地勢等を総合的に勘案すべきと提起する自民党改正案等の議論も深めさせていただきたいというふうに考えています。</p>
<p>地方自治を定める第八章では、護憲派の憲法学 者とされる一橋大学の名譽教授の杉原泰雄先生の多くの御著書の中にもあります。特に軽視され続けた項目として特筆して指摘がございます。先生の御主張を概説するならば、その軽視、地方自治の軽視は日本国憲法制定当初からのものであつて、その根拠は明治憲法下の中央集権体制の建前を日本国憲法でも維持すべきと明言をしていた、当時地方制度を所管する大村清一内務大臣の言論でも明白と指摘があります。その支配的な地方自治権論が、現行憲法下でも若干の修正を加えただけにとどまっている。さらには、政治においても、また教育や研究の分野においても、誠にこの貧しい憲法における地方自治の位置付けを、国民の日常生活、括弧付きで社会的、経済的、文化的な生活、それと政治生活、人権の保障と民主主義の観点から、中央集権体制の欠陥を踏まえ、現状に適合的な地方自治の憲法論を創出することが不可欠である。それを怠れば、地域の衰退が進み、その結果として国民の生活も脅かされることになるというふうな御主張であります。</p>
<p>前回の平井知事も御指摘されました、明治下での憲法制定議論の中、政府顧問のモツセが地方自治強化論者でありながら、当時の日本では中央集権体制で国力増強を優先せねばならぬ事情で時期尚早として先送りされた経緯ということも符合する話であります。</p> <p>我が国は今、大規模災害のリスクや人口一極集中の弊害に直面していることは広く共有されているところであるというふうに思います。合区解消</p>
<p>○会長(中曾根弘文君) 猪瀬直樹君。 ○猪瀬直樹君 日本維新の会、猪瀬直樹です。</p> <p>合区問題に絡めて、今、合区問題やるのに僕は非常に消極的な気分なので、合区問題に絡めて憲法審査会の在り方について問題提起をさせていたいと思います。</p> <p>テーマの選び方をもう少し何とかならないかというふうに思うんですが、そもそも合区問題の前にテーマにした緊急集会の実態というのは、吉田茂首相が自由党で少数派だったので挽回しようとして解散したんだけれども解散したらお鳩山派が増えてしまって、しようがねえから半年もたたずにはかやろう解散したんで、その結果、更に鳩山派が増えてしまって、それで参議院で緊急集会開いて慌てて暫定予算を立てたと、そういうばかばかしい話が実態なんで、大騒ぎして論じるほどのものじゃないんですね。</p> <p>合区問題も、人口減少で過疎化が進行するのは不可避であつて、これはもう食い止めようのない現実で、これジレンマなんですね。だから、前向きな解決策はないと思っているんです。</p> <p>今、ウクライナでロシアが侵略しているわけですけれども、こういうときに憲法九条問題とか自衛隊の位置付けとか、そういうのをテーマにしないといと、この場が一体何なのかということになつてしまつて、当事者性というか、時事的な当事者性に欠けているというふうに思うんですね。ウクライナにピックアップトラックを僕は送つて、これ装備品輸出の在り方についての問題提起なんです。</p> <p>四月五日の憲法審査会で、緊急集会についての実例については、いろいろあつたから、それは僕</p>

がこれ唯一、絶対の基準ではないということを私も同意をすることあります。

その上で、また先ほどの佐々木議員の議論との繰り返しにも一部なるかもしませんが、この合区問題の抜本的解決のために参議院を都道府県選出の地方代表の議院として位置付けるということ、これについてはやはり慎重に考えざるを得ないなというふうに思つております。憲法上許容される範囲で、法律上、選挙制度上、参議院を地域代表的性格を持たせる形にしていく、都道府県を単位とすることも含めてでありますけど、これはあり得る話なのかもしませんが、憲法でこれを位置付けるというとやはり意味合いが違つてくる。

なぜなら、まず第一に、参議院が、現行憲法が参議院に付与している様々な権能の正統性、これに大きな影響を及ぼしてしまうと、地方代表の議院であると強調し過ぎると、憲法が予定している参議院の権能そのものを自ら否定してしまおそれもあるというふうに思つています。

何度も議論をしている緊急集会、こちら、衆議院の不在時に参議院が国会の機能を代行するという制度でありますから、これの意義付けと矛盾するという話もありますけど、例えば、参議院では決算や行政監視に力を入れておりますが、地方代表の議院と位置付けられると、從来と同様に中央政府の決算や行政監視に力を発揮できるかと、いうことは議論が出てきてしまうというふうに思います。

加えて、もう一つ懸念しているのは、憲法の定める代表制の根本に影響してしまうかということです。

憲法は四十三条で全国民の代表という形で規定をしており、これは、理解としては、全国民の代表というのは、特定の地域や選挙区の住民による命令委任を否定して、全国民の共通利益に基づいて審議、決定することを求める意味であるというふうに理解もしております。もし合区解消を目的に憲法に参議院の地域代表制を書き込むとなる

と、規定ぶりによつては、国会議員が選出母体である地方の指令の枠内でのみ代表権を持つにすぎないという形になつてしまつて、こういう議論もこれまでの学説を延長で考へるとやはり生じてしまつてはならない」とされ得るかもしません。

あと、あわせて、現実的に参議院には今、比例代表選出の議員の方がいらっしゃる、こととの整合性という問題もあるわけであります。

このような議論、当然これは護憲か加憲かといううような単純な区分けから発している発言ではなくて、参議院の独自性、我が国の二院制の機能發揮という國の統治の在り方をどうすべきかという観点からの意見であるということをあえて付言をさせていただきたいというふうに思います。今後も、立法府としては、二院制を採用した趣旨や参議院の独立性といった本質に立ち返った検討をしていくことが必要であると申し上げたいと思います。

あと、もう一つ付言をすれば、選挙制度の在り方を考えるときに、この地域の声を拾い上げるという声とともに、やはり若い人の声を拾い上げるといくという、多様的な意見を拾い上げるということもまた考えなければならない。こういう観点も含めて今後の参議院の在り方ということもしつかり考えていくことを個人の意見として申し上げて、私からの意見とさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長(中曾根弘文君) 打越さく良君。

○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。

参議院議員の選挙区における合区問題について、本審査会において、また本院の同僚議員全てが同意できる前提をまず置きたいと思います。我

が国の国会が二院制であること、本院が衆議院と同じく民選議院であることの二点です。参議院選挙区の合区問題はこの大前提から演繹されていまり、これを踏まえた二つの論点を述べます。第一の論点は、投票価値の平等か、地域代表か

です。

憲法第四十四条は、「両議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」とされています。

このように、両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。一方、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定期間で定められていません。

国会議員が地域代表として位置付けられるかどうかについては、第四十三条、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」の中で特に定められていません。

合区を解消し、都道府県代表とすることは、投票価値の平等とのコンフリクトが発生します。

現状の我が国の両院関係は、衆議院における予算の優越などを除けば比較的対等な議決システムであるため、両院制類型論の再考が求められることがあります。

学説では、参議院に地域代表という性格を与えることが可能だとしても、それだけでは、現在の参議院の相当地に強い権限、権力を前提とする限り、投票価値の平等の要請を大きく後退させるこ

とはできないとされています。学説では、両院にそれぞれ異なる代表制を実現させる場合、投票価値の平等に基づいた代表院としての衆議院と、それをよつてこぼれ落ちる利益を代表する、それに沿って、私からの意見とさせていただきたいと思います。

現行制度はいまだ三回しか実施されていません。その際に導入された比例区特定枠は、自民党において、鳥取・島根・徳島・高知が合区されたことを受け、県代表を出せない県が二県出ることになり、地方の声が届きにくくなるから設けられたのだと思われ、実際にそのような候補者調整が行われています。合区の是非、さらには選出された議員の正統性はどうなるかなどの総括が求められます。

以上、合区問題における二つの論点を示しました。これらの論点についてまず議論を行うことが求められます。

○会長(中曾根弘文君) 小林一大君。

○小林 大君 自由民主党の小林一大です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

合区問題について述べさせていただきたいと思いますが、その前に、昨年行われた衆議院議員小選挙区の区割り変更、いわゆる十増十減について一言申し述べさせていただきたいと思いますが、これに伴つても、区割り変更を余儀なくされた地

を代表する選挙された議員でこれを組織する」ととされており、投票価値の平等が求められます。

最高裁判所は、選挙制度をめぐる国会の裁量には限界があるとしており、平成二十四年最高裁判決では、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式を改めるなど現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを行い、できるだけ速やかに前述の不平等状況を解消する必要があるとの指摘がなされており、現行制度につながる議論が開始され、平成二十四年改正公職選挙法附則の検討条項に抜本的な見直しが記載され、平成二十七年の公職選挙法の改正につながりました。審議において自民党的発議者からは、昭和二十二年の参議院議員選挙法の制定以来一貫して維持されてきた、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の選挙制度を一部の選挙区において改め、合区を行うものであり、抜本的な見直しに当たるとの見解が示されたのです。

現行制度はいまだ三回しか実施されていません。その際に導入された比例区特定枠は、自民党において、鳥取・島根・徳島・高知が合区されたことを受け、県代表を出せない県が二県出ることになり、地方の声が届きにくくなるから設けられたのだと思われ、実際にそのような候補者調整が行われています。合区の是非、さらには選出された議員の正統性はどうなるかなどの総括が求められます。

以上、合区問題における二つの論点を示しました。これらの論点についてまず議論を行うことが求められます。

○会長(中曾根弘文君) 小林一大君。

○小林 大君 自由民主党の小林一大です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

合区問題について述べさせていただきたいと思いますが、その前に、昨年行われた衆議院議員小選挙区の区割り変更、いわゆる十増十減について一言申し述べさせていただきたいと思いますが、これに伴つても、区割り変更を余儀なくされた地

元選挙民、選挙区民や議員の双方に大きな影響が生じています。

比較政治学が御専門の慶應大学柏谷教授は、二〇一五年の論文で、区割りのは正が行われたアメリカ下院議員の下院議会の是正後の変化に関して、新しい選挙区に編入された有権者や、選挙区と行政区が地理的に一致していない地域の有権者の投票率の低下について研究され、投票率低下のメカニズムは、有権者がそれまでと異なる選挙区に編入されると、選挙区における政治情報、特に現職に関する情報を獲得するコストが高くなつて、投票という形での政治判断を控える傾向が生まれる旨を示されています。

合区問題について、先般、四月二十六日の審査会では、合区導入以降、対象県の知事、副知事の参考人の方々が初めて国会において御意見を陳述されるという大変画期的な機会でした。私も、合区対象県の首長の方々の合区解消に向けた切実な思いを強く認識いたしました。

鳥取県の平井知事は、我が国において、明治二十三年の府県制以来、都道府県はほぼ変わらずに来ており、これが民主主義のユニットと考えていること、都道府県の知事、あるいは議会という存在が民意を集約して、都道府県の単位で代表が選ばれ、それが国政と地方をつなぐパイプ役になつていくことが想定されていたとのお考えをお述べになりました。しかし、合区により都道府県の項目が取り扱われようとしており、民主主義のユニットとしての都道府県と知事、議会が国政と地方とを結んでいる仕組みが問わわれかねない事態が生じており、中長期的に見て民主主義を衰退させることになるのではと危惧され、これは大変重要な指摘であったと思います。

島根県の丸山知事からは、都道府県から議員が選ばれないことへの弊害、すなわち合区された二つの県の間に利害が対立する問題が生じた場合に、地方選挙や県議会の議決、また知事の方針といつた各県のその県民の意思を確認する方法が合区の場所にはない中で、例えば隣り合う両県の意

見が国の事業や国家的プロジェクトについて異なることは十分にあり得て、そういった場合に、合区対象県の議員が国政でどういう立ち位置に立つかを判断していくための障害となる旨の指摘がありました。

徳島、高知両副知事からは、合区問題の抜本的

解決には、地域代表制を採用しながら参議院に地方の声が都道府県単位で国政に反映される仕組みが必要であり、全国知事会からも要望は度々提出していることや、合区両県選挙区の現状について、投票率の低下、低迷と無効投票率の増加が一県代表ではないという合区制度に起因する県民の関心の低下や失望と負のスパイラルを形成すると思われていること、そして、こうした状態の中では憲法改正により抜本的な対応を図ることが必要ではないかとの意見をお聞きできました。

これらは、今から八年前の合区導入以降におけるまさに切実な合区対象県の方々のお声であるとともに、自治体の首長としての広い視野からの国と地方との関係や我が国の今後の在り方に関する大変に貴重な御指摘でした。

私自身は、解散により民意を常時間われる衆議院とは異なる在り方が制度的に求められている私たちは、参考人の皆様が述べられたように、かえって民意が阻害されていくことにつながりかねないことを懸念します。それよりも、国と地方のパイプ役としての代表をしっかりと確保していくことが、これまで同様に現在、そして今後も求められているのであり、その意味で、国と地方との関係を強固にしていく國の形を、國家の根本法規である憲法を改正し定めることが大切ではないかと思います。

自民党は、平成三十年三月に発表したいわゆる四項目のたたき台案において、憲法改正による合区解消案をお示ししましたが、本日は、前回の参考人質疑を踏まえつつ、合区問題等に関する意見を述べさせていただきました。合区問題について、本年秋に新たな最高裁の判断も示される旨

が報じられていますが、今後ともこの問題について審査会での議論が深まるることを望みます。意見にさせていただきます。ありがとうございました。

○会長(中曾根弘文君) 石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。

いわゆる一票の較差問題については、投票価値の高い地域、今の合区対象となつてある鳥取県、島根県、徳島県、高知県の有権者の民意の反映に関する問題が大きくクローズアップされていました。

いかに地方の意見を国政に反映させるかに重

きを置く意見が大半です。しかしながら一方で、投票価値の低い地域、いわゆる首都圏や関西圏、中部圏など人口の多い地域にはらむ問題も忘れてはなりません。

私は、一票の較差の問題における都市部からの視点を考えてみたいと思います。

参議院選挙の一票の較差に関する歴代の最高裁判決はこうです。憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解されると判示しています。

例えば、令和四年七月の参議院通常選挙では、一票の較差が東京都と福井県で約三倍になります。人口の少ない地域の意見が相対的に重みを増すということになります。福井県に比べ、東京都に居住する人の一人当たりの国政への影響力が低いものとなるのです。昨年の選挙では、定数六の東京都選出の参議院議員は有権者千百四十五万人の代表者ですが、定数一の福井県選出の参議院議員は六十四万人の代表者です。ところが、福井県の当選候補者の得票数は、東京都では全体の十一番目となっています。つまり、東京都で落選した四名の候補者の方が、福井の当選者よりも多くの投票を得ているのです。

仮に合区を廃止すれば、これら一票の較差などの問題は更に拡大することになります。仮に合区を廃止するために憲法を改正して各都道府県当たり最低一名の定員を定めたとしても、憲法十四条

はそのまま残っているわけですから、なぜ都市部の有権者の投票価値の平等をこれほどまでに犠牲にして地方の県単位の選挙区から一人を選出しなければならないのかという問題は永久に付きまとうことになります。つまり、投票価値の平等といふことになります。

う人権を地方の声を国政に反映させるという主張のみで押し潰すことは、憲法の基本原理である基本的人権の尊重と国民主権、議会制民主主義の根幹に照らして、その憲法改正の取組そのものに深刻な憲法上の問題があると言わなければなりません。

つまり、参議院が真っ先に取り組むべきことは、歴代の最高裁判決の真摯な精査と、それを貫く基本的な論理に基づいた合区問題の解決を追求することです。

この点、冒頭に申し上げた歴代最高裁判決は、憲法の定める投票価値の平等についてこう述べています。「しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」とも述べているところです。

したがつて、我が会派は、こうした問題意識から、二院制の下における参議院の在り方として、地方問題の解決や災害対処などの機能強化などの国会法の改革と公職選挙法の改正のセツトで行う合区廃止策を提案しているのです。

最後に、この改革と都市部の一票の較差問題について付け加えますと、実は、人口急減と超高齢化に対する医療・介護サービスの体制確保などについては、近年においては、急激な高齢者数の増加など、都市部においてこそ、ある側面ではより深刻な問題となつてきているところです。したがつて、さきに申し上げた国会改革では、こうした都市部も含めた県単位の課題解決の取組

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 横浜市 小原孝幸 外四十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇一九号 令和五年四月二十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 横浜市 工藤清昭 外四十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二〇号 令和五年四月二十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 横浜市 熊谷忍 外四十七名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二一号 令和五年四月二十一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 横浜市 吉田守 外四十七名
紹介議員 小池 覧君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二二号 令和五年四月二十一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 神奈川県藤沢市 根本啓一 外四
紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二三号 令和五年四月二十一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 横浜市 吉田学 外四十七名
紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二四号 令和五年四月二十一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 横浜市 青木将 外四十七名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二五号 令和五年四月二十一日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 横浜市 中村修 外四十七名
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。